

# 行政通知の読み方・使い方

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に 関する法律等の公布について

（令和3年5月19日総行住第67号、総行マ第13号、総行経第27号）  
各都道府県知事、各指定都市市長宛、総務省自治行政局長通知

解説・小林 広生（総務省自治行政局住民制度課主査）

### 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、改めて、政府・社会のデジタル化が強く求められる中、令和2年6月、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（以下「マイナンバーWG」という。）が設置された。

マイナンバーWGは、令和2年12月の取りまとめにおいて、マイナンバーカードについて、令和4年度までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指す観点から、その利便性の抜本的向上及び発行・運営体制の抜本的強化が課題

であるとし、マイナンバーカードの機能強化とともに、今後、デジタル政府・社会を支えるインフラとしてマイナンバーカードの重要性がますます高まることを踏まえ、マイナンバーカード及びこれに搭載される電子証明書（発行・管理に係るシステムを整備・運用している地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）の体制強化等が必要となる、と報告した。

政府では、こうしたマイナンバーWG等の動向を踏まえて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）、行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「J-LIS法」という。）等の改正を盛り込んだ法案を第204回国会に提出した。法案は、衆参両院の審議を経て、令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）として公布された。本稿では、整備法中、掲題の通知が対象としている、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上及び発行・運営体制の抜本的強化を図るための改正項目について解説する。

### 2 転出・転入手続のワンストップ化 （住民基本台帳法の一部改正）

平成30年度より、転出・転入手続に係る住

民の利便性向上及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事務の効率化を図るため、内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室（当時の組織名。現デジタル庁）を中心に、自治体手続における引越しワンストップサービスの実現に向けた検討が進められていたところ、マイナンバーカードの利便性を更に向上させ、普及促進につなげる観点から、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住民基本法」という。）を改正し、マイナンバーカードの交付を受けている者又はその世帯員（以下「マイナンバーカード所持者」という。）による転出・転入手続のワンストップ化を図ることとされた。

マイナンバーカード所持者が転出届をした場合、現在は、住民基本法第24条の2に基づき、本人が転入届を行った後、転入届を受けた市町村（以下「転入地市町村」という。）が転出届を受けた市町村（以下「転出地市町村」という。）に転入届を受けた旨を通知し、これを契機として、転出地市町村が転入地市町村に転出証明書情報（氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等）を通知することとされている。

今回、住民基本法第24条の2を改正し、マイナンバーカード所持者が転出届をした場合において、転出地市町村が、転入地市町村からの

通知を契機とせず、転出届で届け出られた転出先の市町村（以下「転入予定地市町村」という。）に転出証明書情報を通知することとされた。

これにより、転入予定地市町村は、あらかじめ通知される転出証明書情報により、マイナンバーカード所持者が転入手続のために来庁する前に、転入手続の事前準備を行えるようになり、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化が図られるものである。

今回の改正後、転出届から転入届までの一連の手続は、①マイナンバーカード所持者がオンラインで（マイナポータルを想定）転出地市町村に対する転出届と転入予定地市町村に対する転入予約を同時に行い、②転出地市町村には転出届が、転入予定地市町村には転入予約が、それぞれ届き、③転出地市町村が転入予定地市町村に転出証明書情報を通知し、④転入予定地市町村が転出証明書情報を基に転出届にあらかじめ印字を行うなど、転入手続の事前準備を行い、⑤マイナンバーカード所持者が予約日に転入（予定）地市町村の窓口に来庁し、転入手続を行う、という流れになる。

なお、今回の改正により実現される転出証明書情報の事前通知のためには、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のコミュニケーションサーバ（各

市町村の住民記録システムと住基ネットとの橋渡しをするためのサーバ）や各市町村の住民記録システムの改修が必要となることから、この改正は、こうしたシステム改修に要する期間や新たなシステムのテストに要する期間を考慮し、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされている。

### 3 郵便局における電子証明書の発行・更新等（郵便局事務取扱法の二部改正）

公的個人認証法に基づき、マイナンバーカードには署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下「電子証明書」という。）が記録され、住民票の写し等のコンビニ交付や確定申告等多くの事務手続に利用されている。

この電子証明書の発行の申請に係る事務は市町村の窓口で行うこととされていたところ、昨年行われた特別定額給付金のオンライン申請に、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書が活用されたことにより、署名用電子証明書の発行の申請や暗証番号の初期化・再設定の申請をする者が急増し、市町村の窓口が混雑するという事態が発生した。また、マイナンバーカードは、今後も更なる普及が見込まれており、電子証明書の発

行・更新等に対する住民のニーズは今後も高まることが予想されるものである。

郵便局については、過疎地を含め、全国に存在する上、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）により、住民票の写しの交付等について市町村から受託して公的サービスを提供している実績があるところ、今回、郵便局事務取扱法を改正し、公的個人認証法に基づく電子証明書の発行・更新等の事務について、市町村の窓口に加えて、市町村が指定した郵便局においても行えることとされた。

なお、郵便局事務取扱法により郵便局に取り扱わせることができることとされている事務は、公証行為の一環をなす事実行為に限られ、公証行為のうち公権力の行使に当たる行為については、地方公共団体の長に留保されていることを踏まえ、郵便局による取扱いが可能とされた電子証明書の発行・更新等の事務は、条文中、「電子証明書の発行の申請の受付、利用者確認のための書類の受付及び電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに電子証明書の失効申請の受付及び失効申請に係る利用者確認のための書類の受付」と規定されている。

また、この改正については、各市町村にお

いて、日本郵便株式会社（郵便局）との協議（郵便局事務取扱法第3条第2項）や議会における議決（同条第3項）等の手続を速やかに行えるようにするため、整備法の公布の日（令和3年5月19日）から施行することとされた。

#### 4 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供（公的個人認証法の一部改正）

署名用電子証明書は、インターネットで電子文書を送信する際に利用され、電子文書の送信者（署名利用者）が本人であること及び電子文書が改ざんされていないことの確認ができる仕組みであり、具体的には、オンラインでの銀行口座の開設申込みなどの場面に利用されている。

署名利用者から署名用電子証明書等の通知を受理した署名検証者等（署名検証者及び団体署名検証者をいう。以下同じ。）は、J-LISから署名用電子証明書失効情報の提供を求めるとして、署名用電子証明書の有効性について確認しなければならないこととされている（公的個人認証法第18条第1項、第19条、第20条）。

住所変更など、署名利用者に係る基本4情

報（住民票上の氏名・出生の年月日、性別、住所）に変更があった場合、当該署名利用者に係る署名用電子証明書は失効する。署名検証者等は、随時、J-LISに対し署名用電子証明書の有効性について照会をすることが可能な仕組みとなっており、その照会の際に署名用電子証明書が失効している旨の情報の提供があった場合は、署名利用者住所変更等の異動があったと分かることになる。

しかし、改正前の公的個人認証法においては、こうした場合に、署名検証者等がJ-LISから署名利用者に係る最新の基本4情報を取得することはできなかったため、署名検証者等が署名利用者の最新情報を取得するには、直接本人に照会する必要がある、署名検証者等及び署名利用者双方にとって事務負担が大きかった。

こうした状況を受け、経済団体等から、J-LISから署名検証者等に対する署名利用者に係る最新の基本4情報の提供が可能となるよう提言・提案がなされたところである。こうした状況を踏まえ、署名検証者等及び署名利用者双方における公的個人認証サービスの利便性の向上・負担の軽減、ひいては、マイナンバーカードの利便性の向上及びマイナンバーカードの民間利用の促進を図るため、J-LISから署名検証者等に対する署

名利用者に係る最新の基本4情報及び署名用電子証明書の発行番号（以下「特定署名用電子証明書記録情報」という。）の提供が可能となる仕組みが創設された。

なお、従来の署名用電子証明書失効情報等の提供については、署名利用者による電子証明書の発行申請において、当該提供については署名利用者が承諾した旨の意思表示が含まれていると考えられるところ、今回の改正で創設される特定署名用電子証明書記録情報の提供については、電子証明書の発行申請において、署名利用者が承諾した旨の意思表示が当然に含まれているものではない。そのため、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項の規定において個人情報報告の第三者提供に本人同意が求められていることとの均衡にも鑑み、特定署名用電子証明書記録情報の署名検証者等の提供については、本人の同意が要件とされた。

加えて、特定署名用電子証明書記録情報は重要な個人情報であることから、署名用電子証明書失効情報等と同様に、署名検証者等に対し、目的外利用及び提供の制限を課すこととされた。

この改正については、J-LISから署名検証者等に対する署名用電子証明書の記録情報の提供を可能とするシステム改修が完了し

てからでなければ施行することができないところ、このシステム改修の完了時期は、令和4年度中を見込んでいることから、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

## 5 電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法の一部改正）

現状、マイナンバーカードを用いてオンラインで行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォン等にかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。

また、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえれば、スマートフォンによる行政手続のオンライン化を実現し、役所に行かなくても様々な手続が可能となる社会を早急に実現する必要がある。

こうしたことを踏まえ、今般、公的個人認証法を改正し、移動端末設備（スマートフォン）に搭載する電子証明書（移動端末設備用署名用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書。以下「移動端末設備用電子証明書」という。）について、公的個人認証法に基づく電子証明書として位置付けるこ

ととし、スマートフォンへの電子証明書の搭載が可能とされた。（なお、従来のマイナンバーカードに記録される電子証明書については、個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下「個人番号カード用電子証明書」という。）と規定することとされた。）

移動端末設備用電子証明書については、個人番号カード用電子証明書と異なり、市町村長を介することなくオンラインでの発行の申請及び発行が可能とされており、申請者がJ-LISに対して、申請に個人番号カード用署名用電子証明書で電子署名を行うことにより発行され、申請を受けたJ-LISは当該個人番号カード用署名用電子証明書の有効性を確認することにより、当該申請者の利用者確認（住民基本台帳に記録されている者であることの確認）を行うこととされた。そして、移動端末設備用電子証明書の運用においては、当該移動端末設備用電子証明書と対応する個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理されることとされた。

このため、移動端末設備用電子証明書については、その認証の基盤となる個人番号カード用電子証明書が失効した場合は、必ず連動して失効させることとなる。一方、移動端末設備用電子証明書が失効したとしても、個人

番号カード用電子証明書は失効しないものである。

この改正については、J-LISが新たに移動端末設備用電子証明書を発行・管理するための設備の構築が完了してからでなければ実施することができないところ、この設備の構築の完了時期は、令和4年度中を見込んでいることから、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

## 6 マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（公的個人認証法・マイナンバー法・J-LIS法等の一部改正）

今般、デジタル政府・社会を支えるインフラとしてのマイナンバーカードとその電子証明書の重要性に鑑み、国の責任において、安定的運用を確保する観点から、その発行・管理を担っているJ-LISに対する国のガバナンスを強化し、マイナンバーカードの発行・運営体制を抜本的に強化することとされ、以下のとおり、マイナンバー法、公的個人認証法、J-LIS法等が改正された。

### （1）マイナンバー法の改正

マイナンバーカードとその電子証明書に関してJ-LISが処理する事務（個人番号カード関係事務）の実施に関し、国（デジタル庁の長たる内閣総理大臣及び総務大臣。以下「主務大臣」という。）が3年以上5年以下の期間においてJ-LISが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定めるなど、国の責任と関与を明確化することとされた（同法新第38条の8から新第38条の10）。これに伴い、中期目標等の対象となるJ-LISの事務を明確化する必要があったため、マイナンバーカードの発行に関するJ-LISの責任及び事務が明確に規定された（同法新第16条の2）。

また、J-LISは、中期目標に基づき、中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、主務大臣の認可を受けた上、遅滞なく公表するとともに、毎事業年度の開始前には、中期計画に基づき、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画（年度計画）を定め、主務大臣に届け出た上、公表することとされた。

さらに、J-LISは、毎事業年度の終了後、個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関して、主務大臣の評価を受け、主務大臣は、業績評価の結果に基づき必要があると認めるときは、J-LISに対し、個人番号カード

関係事務に係る業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができるものとされた（同法新第38条の11）。この命令の実効性を確保する観点から、主務大臣は、J-LISの執行機関の長である理事長が当該命令に違反する行為をしたときは、理事長の任命権者であるJ-LISの代表者会議に対し、理事長の解任を命ずることができ、代表者会議が理事長の解任命令に従わなかったときは、直接解任することができるものとされた。これらの改正と併せて、J-LISが行う個人番号カード関係事務に係る業務に関して、国が必要な財政措置を講ずる旨の規定も整備された（同法新第38条の12）。

### （2）公的個人認証法及び地方自治法の改正

マイナンバーカードの電子証明書は、我が国全体のデジタル化の基盤として、国の責任の下でその安定的運用を確保する必要があるものとされたところであり、市町村が行っている電子証明書に関する事務（公的個人認証法第3条及び第22条等）は、地方自治法第2条第9項第1号の法定受託事務の定義（国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの）に当てはまることから、マイナンバーカードの交付等の事務と同様に法定受

託事務として整理することとした。

### (3) J-LIS法の改正

(2) で述べたとおり、マイナンバー法の改正により、J-LISの個人番号カード関係事務に関し、国が中期目標を定めるなど、J-LISに対する国のガバナンスを強化することに伴い、J-LISについて、国と地方公共団体が相互に連携して運営する組織となるよう、その代表者会議の委員に、国の選定する者を加えるとともに、理事長及び監事の任免を主務大臣の認可事項とすることとされた。

また、令和2年度補正予算第3号において、自治体のデジタル基盤改革を支援するための経費が計上され、各自治体が複数年度にわたり計画的にデジタル基盤改革に取り組みことができるよう、J-LISにデジタル基盤改革支援基金が設けられたところ、同基金の設置は、J-LISの運営に大きく関係することなどを踏まえ、国費を原資とするデジタル基盤改革支援基金の取扱いについて、J-LIS法に所要の規定が整備された。

以上の改正については、デジタル庁の設置に合わせて、令和3年9月1日から施行することとされた。

## コラム 十任十色

### 小田原城

「めげない課長」の異名をとる笹本さんは、評判とは裏腹に恵比須顔でいつも和やかに微笑んでいる。なぜか、彼はイベント的なポストを回っている。だから、前任者も後任者もない。キャリアの積み重ねがない。技術職は当然だが、事務職といえども専門性はある。人事畑、財政畑、企画畑、民生畑、衛生畑、建設畑、管理畑といったところだ。ところが、イベント的なポストを渡り歩いているとよくて広報畑と称されるくらいだ。当然、先輩の引きがないから出世街道からは遠ざかる。すねて偏屈になる管理職も多い損な役回りだ。

笹本課長は腐らずに朗らかに仕事を楽しんでいる稀有な存在だ。お祭り野郎なだけさ、と冷たく言う人ほど彼を便利使いして華やかな成果を横取りしてしまう。どこの世界でもそういう要領の良さは必要なのだが…。それでも、彼はにこにこしてめげない。

同期の松山課長は、真面目一方なので融通が利かない。いつも暗い思いつめた顔をしている。ちょっとしたことですぐめげてしまうが、いわゆる人事畑なので、そこそこの出世コースにいる。上司からは、この上に行くつもりなら図太さと表面的でもいいから明るさをとアドバイスされている。笹本課長のようでも困るのだが、の付箋付きで。

それほど違う二人なのだが実は馬が合う。結構、内緒の情報交換もしているが、悩みや愚痴を言い合うほどではない。

笹本にはその気配はないが、松山はそろそろ部長

昇格の時期なので、思い切って「めげない課長」の秘訣を聞いてみた。

すると笹本は、「小田原城だよ」と、笑いながら答えてくれた。

笹本の父は小さな乾物屋を営んでいたという。朝から晩まで働き詰めで盆と正月以外に休んだことはなかった。だから、笹本は家族で遊んだ覚えがなかった。

裏に市役所の課長一家が住んでいた。質素な生活ぶりであったが、よく子供とキャッチボールをしたり、家族で公園や遊園地に遊びに行っていた。笹本は心底羨ましかった。結局、県庁に勤めることになった遠因かもしれない。

そんな父が一度だけ「小田原に行くか」と誘ってくれた。商談が終わってから小田原城に連れて行ってくれた。「この城は何度も災禍に遭って壊れたがその度に再建されたんだ。お父さんもいろんな辛い目に遭ったが、この城を思い出しては頑張ってきた」。天守閣を見上げながらほそっと言った。

父は働き過ぎたのか若くして亡くなってしまった。無口だったし触れ合う機会が少なかったから思い出はこれしかないが、何かあったとき、いつも小田原城を思い出す。すると何となく元気になる。

「まあ、もともとお祭り大好き人間だからイベントは性に合っているからね。お祭りが仕事になって給料がもらえれば楽しいじゃない。まあ、『めげない課長』ではなくて『めでたい課長』だ」

そう言って、呵々と笑った。(新戸 拓)